

令和5年10月13日

学生保護者 各位

大島商船高等専門学校
学生主事
寮務主事
保健室

インフルエンザ予防接種の勧奨と感染時の対応について（お願い）

日増しに秋も深まり、朝晩の冷え込みを感じる頃になりました。

保護者の皆様には本校の教育活動につきまして、平素からご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

すでに保健室便りでも掲載しておりますが、学生のインフルエンザの予防接種の勧奨と感染した場合の対応についてお知らせいたします。

インフルエンザの予防接種は任意になっていますが、学校のような集団生活では、急激に感染拡大し、大事な学年末試験を控え学級閉鎖に至ることもあります。この時期にインフルエンザの予防接種を受けることにより、感染しにくくなること、感染しても軽度で経過すると言われていています。特に近年は、インフルエンザが流行しなかったことにより、社会全体の集団免疫が形成されておらず、今季はインフルエンザの流行が早い時期から始まっていますので接種をお勧めします。

参考までに、学校近くの予防接種可能医療機関をご紹介します。

学校近くでインフルエンザの予防接種を受けることができる医療機関

病院名	周防大島町立大島病院	おげんきクリニック
住所	周防大島町小松 138	周防大島町小松 558
電話番号	0820-74-2580	0820-74-2490
接種料金	4,400 円	3,500 円
接種開始日	10月2日～	10月16日～
事前予約	不要	※必ず事前に電話での予約が必要 (10月2日～予約開始) 〈予約受付時間〉 平日(木曜日を除く) 8:30～18:00 土曜日(休診日を除く) 8:30～12:30
受付時間など	月・水・金 8:30～11:30	平日(木曜日を除く) 9:00～12:00 および 16:00～17:30 土曜日(休診日を除く) 9:00～12:00
その他		病院のHPに詳細が掲載されています。

※予診票は事前に医療機関へ取りに行き、記入して持参してください。

※未成年の学生の場合、予診票の同意欄は保護者の方が必ず記入してください。

インフルエンザ感染時の対応について

学校保健安全法ではインフルエンザに感染した場合、**発症後 5 日を経過し、且つ、解熱後 2 日を経過するまで出席停止**となります。登校後、受診した先の医療機関で記入された「欠席届（学校保健安全法による感染症）」を担任へ提出してください。「欠席届（学校保健安全法による感染症）」

は学校 HP からダウンロードされるか、学生課または保健室に取りに来てください。（医療機関の所定の診断書を欠席届に添付して提出することも可能です。）

寮生におきましては、発熱などのインフルエンザや新型コロナ感染症が疑わしい症状を認めた場合は、原則、保護者のお迎えにて帰省し受診及び療養をお願いいたします。

※帰省し療養した場合は、インフルエンザであれば発症後 5 日、かつ、症状消失後 2 日を経過するまでは自宅でお過ごしください。（学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項に基づく出席停止となります）
帰寮予定日時につきましては、寮務係（TEL0820-74-5478）に事前に電話にてお知らせください。

例えば、発症後 2 日目に解熱した場合



例えば、発症後 4 日目に解熱した場合



※インフルエンザ以外の場合も、症状消失後 1 日を経過するまでは念のためご自宅でお過ごしください。

※通学生につきましては、症状が完全に消失していれば登校可能です。

※出席停止期間中の授業・学習・試験等につきましては、担任教員にお問い合わせください。